令和5年9月12日招集 令和5年 棚倉町議会定例会9月会議提出議案町長説明要旨

本日ここに、令和5年棚倉町議会定例会9月会議の開催にあたり、御出席を賜り 心より感謝を申し上げます。

提出議案の説明に先立ち、町政の現況について御報告申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでありますが、5類感染症に変更されたことにより、一律的な感染対策を求められることはなくなりましたが、社会・経済活動の回復に合わせて感染者数も増加傾向に転じており、特にお盆以降は感染が急拡大している状況にあります。法律上の取り扱いが変わっても新型コロナウイルスの感染力の強さや、重症化リスクがあることには変わりがありませんので、町民の皆様には引き続き、「うつらない」「うつさない」ための基本的な感染対策をお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてでありますが、5月から7月にかけて実施しました65歳以上の方、医療従事者等の方及び基礎疾患を有する方を対象としたワクチン接種につきましては、65歳以上の方などの接種率は87%となっており、65歳未満の基礎疾患を有する方については、242人の方が接種を受けたところであります。なお、生後6か月以上のすべての方を対象に10月下旬から12月にかけてオミクロン株XBB対応のワクチン接種を無料で実施しますが、今年度2回目の接種となる方については医療機関を指定しますが、それ以外の方々につきましては、接種を希望するかどうかの意向調査をしたうえで、希望する方にはウェブ申請又は窓口申請によりワクチン接種を受けていただくことになります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策支援事業として実施しました「たなぐら応援クーポン券事業」の状況についてでありますが、すでに先月1日から、登録された町内153事業所の飲食店や店舗などで、順調に利用されており、9月8日現在、39.2%の利用がありました。このクーポン券事業を通して地域経済の支援並びに原油高や物価高騰による町民の皆様の生活を支援してまいります。

次に、例年好評をいただいております「わくわく!たなぐらスタンプラリー」についてでありますが、今年も県のサポート事業を活用して10月1日から12月31日までの期間で実施してまいります。なお、昨年に引き続きスタンプラリーの目印となるよう参加事業所前に暖簾を掲出し、参加しやすさと街並み景観づくりに配慮しながら、町内経済の活性化と新たな観光誘客、交流人口の増加に努めてまいり

ますので、皆様の積極的な参加をお願いいたします。

また、今年は同じく県のサポート事業を活用して「たなぐら子どもフェスタ」を 10月29日の日曜日に城跡多目的広場において開催することにしており、当日は、子どもが楽しめる移動動物園や縁日コーナーなどの体験ブースをはじめ、露店やキッチンカーなどの飲食ブースを設け、城跡周辺の賑わい創出に努めてまいりますので、多くの皆様の御来場をお願いいたします。

次に、中学校部活動の地域移行についてでありますが、国は5年度から3年間を「改革推進期間」と定めており、この間に市町村が実情に応じて、中学校部活動の指導を地域に移行するための準備を進めていくことになります。本町では、7月に部活動地域移行検討委員会の委員10名を委嘱し、1回目の委員会を開催しており、部活動の指導を地域に移行する目的や、児童生徒及び保護者等へのアンケート結果などの説明を行い、現状と課題等について共通理解を図ったところであります。今後は、検討委員会において地域への移行がスムーズに進むよう体制整備とスケジュール調整に努めてまいります。

次に、高野小学校の通学区域についてでありますが、児童数の減少に伴い、6年度から高野地区の小学校通学区域を棚倉小学校に変更するとともに、高野小学校については、少人数で学びたい児童、保護者が安心して学ぶことができる学校として存続させることとし、通学区域を町内全域に改め、少人数の学校で学ぶことを希望する児童の募集を広く行い、小規模校の特性を生かし、一人一人の学びに寄り添い、個別最適な学びを展開できる教育活動に取り組んでまいります。

多様性の重視と、主体性を尊重して「誰一人として取り残さない」教育環境の整備、子どもたちの居場所づくりを第一義的に考えてまいります。

次に、今年度の小学6年生と中学3年生の全国学力・学習状況調査の本町の結果についてでありますが、小学校は国語、算数の2教科において、各学校によりばらつきはありますが、県及び全国平均とほぼ同程度の結果となり、中学校は国語、数学、英語の3教科全てにおいて、県及び全国平均を下回る結果となりました。今後は、この結果を分析し学習指導の改善・充実に努めてまいります。また、同時に実施した児童、生徒質問紙調査においては、「学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見の良さを生かして解決方法を決めているか」や「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の問いに対する肯定的な回答割合が、県及び全国平均を上回る結果となりました。引き続き、未来を担う子どもたちの資質・能力を地域との連携の中で育てるとともに、授業改善に取り組みながら、キャリア教育を更に推進してまいります。

次に、文化センター及び運動広場の改修状況についてでありますが、まず、文化センターにつきましては、内外部の足場を設置し、ガレリア部分の改修のほか会議室等の内装工事に着手したところであり、運動広場につきましては、旧照明灯の撤去を終え、雨水排水設備の設置工事に着手しており、今後は新しい照明灯の設置及びグラウンド造成等の工程に進んでまいります。

次に、市町村対抗の各種スポーツ大会についてでありますが、まず、野球につきましては、9月10日に予定されていた本宮市との1回戦が、先日の台風13号に伴う大雨の影響により9月17日に順延され、会場も県営あづま球場に変更となったところであります。また、ソフトボールにつきましては、10月15日に玉川村との1回戦が予定されており、ふくしま駅伝につきましては、11月19日の大会当日に向けて練習に取り組んでいるところであります。今年度は、運動広場の改修により、各競技ともに練習場所の確保に苦労しておりますが、選手が一丸となって昨年以上の成績、上位入賞をめざして練習に励んでおりますので、町民の皆様の応援をお願いするとともに、本町のチームらしいハツラツとしたプレーや走りを期待しているところであります。

次に、秋の文化祭についてでありますが、11月3日から5日までの3日間で開催することにしており、今年度は文化センターが改修工事中で使用できないことから、町立図書館を会場として開催しますので、文化団体の方々と開催内容の検討を行っているところであります。

次に、秋の文化財展についてでありますが、11月11日から24日にかけて歴史的建造物八槻家住宅において「立花宗茂書状」などを展示する秋の文化財展の開催を予定しております。この文化財展をとおして、本町の持つ歴史的資源の魅力を広くPRしてまいりますので、多くの皆様に御来場いただきたいと考えております。

さて、本定例会に提出いたします議案は、地方公共団体の財政の健全化に関する 法律に基づく報告1件、令和5年度棚倉町一般会計及び特別会計並びに上水道事業 会計の補正予算に関する議案6件、条例の一部改正議案1件、トイレトレーラー購 入に関する議案1件、令和4年度棚倉町一般会計及び特別会計並びに上水道事業会 計の決算認定に関する議案9件の総数18件であり、その概要を御説明申し上げま す。

まず、報告第9号 令和4年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてでありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告をするものであります。

次に、議案第44号 令和5年度棚倉町一般会計補正予算についてでありますが、 主な内容は、歳入につきましては、県支出金、繰入金、繰越金等の増額補正であり、 歳出につきましては、里山保全・整備事業費や生活困窮世帯公共料金等助成事業費、 道路維持補修費及び住宅維持管理費等のほか、当面する事務事業に係る経費の増額 補正であります。

次に、議案第45号 令和5年度棚倉町国民健康保険特別会計補正予算について でありますが、主な内容は、歳入につきましては、繰越金等の増額補正であり、歳 出につきましては、人事異動に伴う人件費等の増額補正であります。

次に、議案第46号 令和5年度棚倉町介護保険特別会計補正予算についてでありますが、主な内容は、4年度の精算に伴う基金積立金及び返還金等の増額補正であります。

次に、議案第47号 令和5年度棚倉町簡易水道事業特別会計補正予算について でありますが、主な内容は、歳入につきましては、繰越金の増額補正であり、歳出 につきましては、瀬ヶ野簡易水道浄水場の施設修繕費等に係る増額補正であります。

次に、議案第48号 令和5年度棚倉町公共下水道事業特別会計補正予算についてでありますが、主な内容は、歳入につきましては、繰越金及び一般会計繰入金の増額補正であり、歳出につきましては、人事異動に伴う人件費及び浄化センターの施設修繕費等の増額補正であります。

次に、議案第49号 令和5年度棚倉町上水道事業会計補正予算についてでありますが、主な内容は、資本的収入につきましては、企業債の増額補正であり、資本的支出につきましては、流地内圧力調整弁の更新による工事請負費の増額補正であります。

次に、議案第50号 棚倉町税特別措置条例の一部を改正する条例についてでありますが、その内容は、地域経済牽引促進法が改正され、指定区域内における固定資産税の課税免除措置について、適用期限が令和7年3月31日までとされたことに伴う所要の改正であります。

次に、議案第51号 災害用トイレトレーラー購入契約締結についてでありますが、大規模災害時のトイレ不足や衛生面の不備等の解消を図るため、トイレトレーラー1台の購入契約を締結しようとするものであります。

次に、認定第1号 令和4年度棚倉町一般会計決算認定についてでありますが、4年度における本町財政につきましては、歳入では前年度に比べ町税が増となったほか、ふるさと納税が1億217万円増の3億4,812万6千円となりましたが、地方交付税、国庫支出金、県支出金等が減となり、歳入合計は76億7,544万8千円で、前年度比5億5,937万7千円の減額、率では6.8%の減となりました。

また、歳出では、ふるさと納税推進事業費やふくしま森林再生事業、緊急経済対策支援事業などで増額となりましたが、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業や子育て世帯等臨時特別支援事業、災害復旧事業などが前年度より減少したことから歳出合計は、前年度比3億4,000万7千円の減額、率では4.4%減の74億865万7千円となりました。

その結果、歳入歳出差引残額は、2億6,679万1千円となり、このうち翌年度へ繰越すべき財源7,990万2千円と、財政調整基金への繰入額9,400万円を除いた残額を5年度に繰越したところであります。

次に、認定第2号 令和4年度棚倉町国民健康保険特別会計決算認定についてでありますが、4年度の国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額12億520万3千円に対し、歳出総額は11億9,046万3千円となり、歳入歳出差引残額1,474万円については、5年度に繰越したところであります。

この剰余金は、歳入において国民健康保険税の徴収率及び延滞金等が見込みを上回ったことが主な要因であります。その結果、この剰余金を繰越金とし、5年度の国保税本算定時の歳入財源とし、保険税の軽減を図ったところであります。

町としましても、今後とも町民の暮らしと健康を守る基礎的な社会保障制度として、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、認定第3号 令和4年度棚倉町後期高齢者医療特別会計決算認定について 認定第4号 令和4年度棚倉町介護保険特別会計決算認定について 認定第5号 令和4年度棚倉町簡易水道事業特別会計決算認定について 認定第6号 令和4年度棚倉町公共下水道事業特別会計決算認定について 認定第7号 令和4年度棚倉町農業集落排水事業特別会計決算認定について 認定第8号 令和4年度棚倉町霊園整備事業特別会計決算認定については、

それぞれ会計目的に沿った事業を実施したところであり、それぞれの会計別決算の 詳細につきましては、各会計の決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明 書のとおりであります。

次に、認定第9号 令和4年度棚倉町上水道事業会計決算認定についてでありま

すが、4年度の上水道事業の業務概要につきましては、給水世帯が4,822世帯、 給水人口は1万2,339人、年間総有収水量は122万8,359立方メートル になり、前年度対比1.7%の減少となりました。

決算につきましては、給水収益で前年度比1.7%の減少となり、収益的収入で3億5,101万8千円、収益的支出で3億1,785万5千円となり、単年度純利益は3,316万3千円となりました。

また、資本的収入は1億8,515万9千円、資本的支出は3億229万2千円 となり、支出額に対する収入不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年 度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金により補填し、決算 したものであります。

以上が本定例会に提出いたしました議案の概要でありますが、詳細につきましては、それぞれ主管課長より説明させますので、慎重御審議の上、御議決並びに御認定を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案の説明といたします。